

及び第3項の規定により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、センターの指定管理者の候補者を選定するものとする。

及び第3項の規定により、同条例第3条及び第4条の規定によらず、センターの指定管理者の候補者を選定するものとする。

(鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例の一部改正)

11 鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例（平成10年鳥取県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者の選定基準)</p> <p>第5条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）<u>第4条第1項</u>の規定による申請があったときは、同条例<u>第5条第1号から第3号まで</u>の基準によるほか、次に掲げる基準によって同条の審査を行うものとする。</p> <p>(1) 及び(2) 略</p>	<p>(指定管理者の選定基準)</p> <p>第5条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）<u>第3条</u>の規定による申請があったときは、同条例<u>第4条第1号から第3号までの基準</u>によるほか、次に掲げる基準によって同条の審査を行うものとする。</p> <p>(1) 及び(2) 略</p>

(鳥取県立とつとり出会いの森の設置及び管理に関する条例の一部改正)

12 鳥取県立とつとり出会いの森の設置及び管理に関する条例（平成11年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改	正	後	改	正	前
<p>（指定管理者の選定基準）</p> <p>第5条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）<u>第4条第1項</u>の規定による申請があったときは、<u>同条例第5条第1号から第3号まで</u>の基準によるほか、次に掲げる基準によって同条の審査を行うものとする。</p> <p>（1）及び（2） 略</p>	<p>（指定管理者の選定基準）</p> <p>第5条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）<u>第3条</u>の規定による申請があったときは、<u>同条例第4条第1号から第3号までの基準</u>によるほか、次に掲げる基準によって同条の審査を行うものとする。</p> <p>（1）及び（2） 略</p>				

(鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例の一部改正)

13 鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例（平成12年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下

線が引かれた部分に改める。

改	正	後	改	正	前
(指定管理者の選定の特例)  第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号） <u>第6条第1項第1号及び第3項</u> の規定により、同条例 <u>第4条第1項及び第5条</u> の規定によらず、倉吉未来中心の指定管理者の候補者を選定するものとする。	(指定管理者の選定の特例)  第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号） <u>第5条第1項第1号及び第3項</u> の規定により、同条例 <u>第3条及び第4条</u> の規定によらず、倉吉未来中心の指定管理者の候補者を選定するものとする。				

(鳥取県立福祉人材研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

14 鳥取県立福祉人材研修センターの設置及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改	正	後	改	正	前
(指定管理者の選定の特例)  第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号） <u>第6条第1項第1号</u>	(指定管理者の選定の特例)  第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号） <u>第5条第1項第1号</u>				

及び第3項の規定により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、センターの指定管理者の候補者を選定するものとする。

及び第3項の規定により、同条例第3条及び第4条の規定によらず、センターの指定管理者の候補者を選定するものとする。

(鳥取県立人権ひろば21の設置及び管理に関する条例の一部改正)

15 鳥取県立人権ひろば21の設置及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(指定管理者の選定の特例) <p>第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）<u>第6条第1項第1号及び第3項の規定により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、人権ひろば21の指定管理者の候補者を選定するものとする。</u></p>	(指定管理者の選定の特例) <p>第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号。<u>以下「指定管理者条例」という。)</u> <u>第5条第1項第1号及び第3項の規定により、指定管理者条例第3条及び第4条の規定によらず、人権ひろば21の指定管理者の候補者を選定するものとする。</u></p>

(鳥取県立障害者体育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

16 鳥取県立障害者体育センターの設置及び管理に関する条例（平成15年鳥取県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改	正	後	改	正	前
(指定管理者の選定基準)  第5条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等 に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号） <u>第4条第1項</u> の規定 による申請があったときは、同条例 <u>第5条第1号から第3号まで</u> の基準によるほか、次に掲げる基準によって同条の審査を行うも のとする。  (1) 及び(2) 略	(指定管理者の選定基準)  第5条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等 に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号） <u>第3条</u> の規定による 申請があったときは、同条例 <u>第4条第1号から第3号までの基準</u> によるほか、次に掲げる基準によって同条の審査を行うものとす る。  (1) 及び(2) 略				

(鳥取県立大山駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

17 鳥取県立大山駐車場の設置及び管理に関する条例（平成17年鳥取県条例第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下

線が引かれた部分に改める。

改	正	後	改	正	前
(指定管理者の選定の特例)  第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等 に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号） <u>第6条第1項第1号</u> <u>及び第3項</u> の規定により、同条例 <u>第4条第1項</u> 及び <u>第5条</u> の規定 によらず、駐車場の指定管理者の候補者を選定するものとする。	(指定管理者の選定の特例)  第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等 に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号） <u>第5条第1項第1号</u> <u>及び第3項</u> の規定により、同条例 <u>第3条</u> 及び <u>第4条</u> の規定によら ず、駐車場の指定管理者の候補者を選定するものとする。				